

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 12 月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800073号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1800014号

第1 結論

昭和50年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月から昭和53年3月まで

私は、請求期間当時、A県内にある大学の学生としてA県に居住しており、私が20歳になった直後に、B県C市に居住していた実家の母が、C市役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、同市役所又はA県D市役所の窓口か最寄りの郵便局で請求期間の国民年金保険料を定期的に納付していたはずである。請求期間について、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、C市に居住していた実家の母が、当時大学生であった自身のためにC市役所で自身の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間当時は大学生であることから、請求期間は国民年金の任意加入の対象となるところ、C市の国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿において、請求期間について、国民年金の任意加入被保険者資格を取得した被保険者の中に請求者の氏名は確認できない。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に記号番号が払い出された形跡はなく、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

さらに、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母は高齢であるため、当時の状況を聴取することが困難であることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保

保険料納付の状況について不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800074号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1800015号

第1 結論

昭和49年*月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年*月から昭和52年3月まで

私は、請求期間当時、A県内にある大学の学生としてB市の実家に居住しており、私が20歳になった直後に、母が、B市役所C出張所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、同出張所の窓口又は最寄りの金融機関で請求期間の国民年金保険料を定期的に納付していたはずである。請求期間について、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は大学生であることから、請求期間は国民年金の任意加入の対象となるところ、オンライン記録によると、請求者は、請求期間後の昭和55年2月14日にD市において、国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことにより初めて国民年金に加入し、請求者に国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されていることが確認できることから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者は、請求期間当時の年金手帳について、見たことも、母から手渡されたこともない旨陳述している。

さらに、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母は高齢であるため、当時の状況を聴取することが困難であることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況について不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。